

熊本県公安委員会規則第11号

熊本県風俗案内業の規制に関する条例施行規則を次のように定める。

平成30年12月28日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

熊本県風俗案内業の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(風俗案内業の開始の届出)

第3条 条例第3条第1項の届出書（以下「風俗案内業開始届出書」という。）の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 風俗案内業開始届出書の提出は、当該風俗案内業を開始しようとする日の10日前までに行わなければならない。

3 条例第3条第1項第5号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人にあつては、生年月日

(2) 法人にあつては、代表者の住所及び生年月日並びに役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）の氏名、住所及び生年月日

(3) 風俗案内業を開始しようとする年月日

(4) 条例第13条第1項の管理者の生年月日

(5) 風俗案内業を行う時間

(6) 条例第14条第5号の規定による表示の方法

(風俗案内業の廃止等の届出)

第4条 条例第3条第2項の届出書の様式は、風俗案内業を廃止した場合の届出に係る届出書（以下「廃止届出書」という。）にあつては別記様式第2号のとおりとし、同条第1項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項にあつては、風俗案内所の名称に限る。）に変更があつた場合の届出に係る届出書（以下「変更届出書」という。）にあつては別記様式第3号のとおりとする。

2 条例第3条第2項の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。



	出して現に当該風俗案内業開始届出書に係る風俗案内業を行っている者をいう。(カ
	において同じ。)である場合は、ウ(イ)及び(エ)に掲げる書面
	オ 風俗案内業を行おうとする者が法人である場合 (カに該当する場合を除く。)は、
	次に掲げる書類
	(ア) 定款及び登記事項証明書
	(イ) 役員に係るウ(ア)及び(ウ)に掲げる書類
	(ウ) 役員に係る条例第4条第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しな
	いことを誓約する書面
	カ 風俗案内業を行おうとする者が法人の風俗案内業者である場合は、役員に係るオ
	(ウ)に掲げる書面
	キ 条例第13条第1項の管理者に係る次に掲げる書類
	(ア) 条例第13条第4項に規定する業務を誠実に行うことを誓約する書面
	(イ) ウ(ア)及び(ウ)に掲げる書類
	(ウ) 条例第13条第3項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書
	面
	(2) 変更届出書 前号に掲げる書類のうち、変更があった事項に係る書類
	(風俗案内業開始届出書等の提出)
第7条	熊本県公安委員会 (以下「公安委員会」という。)に風俗案内業開始届出書、廃止
	届出書又は変更届出書を提出する場合は、当該風俗案内業開始届出書、廃止届出書又は
	変更届出書に係る風俗案内所の所在地を管轄する警察署長を経由して、1通の風俗案内
	業開始届出書、廃止届出書又は変更届出書を提出しなければならない。
2	風俗案内所の所在地を変更しようとする場合における廃止届出書及び風俗案内業開始
	届出書は、前項の規定にかかわらず、当該風俗案内業開始届出書に係る風俗案内所の所
	在地を管轄する警察署長を経由して、それぞれ1通の廃止届出書及び風俗案内業開始届
	出書を提出しなければならない。
3	公安委員会に対して同時に2以上の風俗案内所について廃止届出書 (風俗案内所の所
	在地を変更しようとする場合における廃止届出書を除く。)又は変更届出書を提出する場
	合は、第1項の規定にかかわらず、それらの風俗案内所のうちいずれか一の風俗案内所
	の所在地を管轄する警察署長を経由して提出すれば足りる。
4	前項の規定により2以上の風俗案内所のうちいずれか一の風俗案内所の所在地を管轄
	する警察署長を経由して変更届出書を提出する場合又は一の警察署の管轄区域内にある
	2以上の風俗案内所について同時に風俗案内業開始届出書 (風俗案内所の所在地を変更
	しようとする場合における風俗案内業開始届出書を含む。)若しくは変更届出書を提出す
	る場合において、当該風俗案内業開始届出書又は変更届出書に添付しなければならない

こととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、1部を当該風俗案内業開始届出書又は変更届出書のいずれか1通に添付するものとする。

(従業者名簿の記載事項等)

第8条 条例第10条の公安委員会規則で定める事項は、性別、生年月日、採用年月日、退職年月日及び従事する業務の内容とする。

2 条例第10条に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第10条第2号及び第11条第3項において同じ。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができる場合は、当該記録（第10条第2号において「電磁的名簿」という。）をもって従業者名簿に代えることができる。

(生年月日の確認の方法)

第9条 条例第11条第1項の公安委員会規則で定める方法は、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者から次に掲げる書類のいずれかの提示を受けて、生年月日を確認する方法とする。

(1) 住民票記載事項証明書（住民基本台帳法第7条第2号に掲げる事項が記載されているものに限る。）

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号の一般旅券

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項の運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該者の生年月日の記載のあるもの

(生年月日の確認の記録)

第10条 条例第11条第2項の記録の作成及び保存は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

(1) 条例第11条第1項の規定による確認をした従業者ごとに、当該確認をした年月日を当該従業者に係る従業者名簿に記載し、かつ、当該確認に用いた書類の写しを当該従業者名簿に添付して保存する方法

(2) 前号に規定する従業者ごとに、条例第11条第1項の規定による確認をした年月日を当該従業者に係る電磁的名簿に記録し、かつ、当該確認に用いた書類の写し又は当該書類に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的方法による記録を当該従業者に係る電磁的名簿の内容と照合できるようにして保存する方法

(許可等の確認等)

第11条 条例第12条第2項の風俗営業等確認簿の様式は、別記様式第4号のとおりと

する。

2 条例第12条第2項の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第12条第1項の規定による確認をした年月日

(2) 当該確認の対象となる接待風俗営業又は性風俗特殊営業（以下この項において「対象営業」という。）の別及びこれらの営業所の所在地

(3) 対象営業を営む者が法人である場合は、その名称

(4) 当該確認に係る業務を担当した従業者の氏名

(5) 対象営業の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第5条第2項の許可証の番号、法第7条第1項、第7条の2第1項若しくは第7条の3第1項の承認に係る公安委員会が交付した書面の番号又は法第27条第4項の書面の番号

(6) 対象営業に係る風俗案内を開始した年月日及びその風俗案内を終了した年月日

3 条例第12条第2項に規定する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができる場合は、当該記録をもって風俗営業等確認簿に代えることができる。

（管理者の業務）

第12条 条例第13条第4項の公安委員会規則で定める業務は、次のとおりとする。

(1) 従業者名簿及びその記載について管理すること。

(2) 風俗営業等確認簿及びその記載について管理すること。

(3) 当該風俗案内所を利用している18歳未満の者を発見した場合において、当該者に風俗案内所から立ち退くべきことを勧告することその他の必要な措置を講ずること。

（午前1時まで風俗案内業を行うことが許容される地域等）

第13条 条例第14条第1号エの公安委員会規則で定める日及び地域は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地域とする。

(1) 別表第1の左欄に掲げる習俗的行事その他の特別な事情がある日の翌日 当該特別な事情に係る同表の右欄に掲げる地域

(2) 特別な事情のある日として公安委員会が指定する日 公安委員会が指定する地域

2 条例第14条第1号オ(イ)の公安委員会規則で定める区域は、八代市本町一丁目13番の区域のうち、八代市道本町一丁目清水町線以東の区域及び八代市管理に係る野上ポンプ場以東の区域とする。

（騒音の数値等）

第14条 条例第14条第3号の公安委員会規則で定める数値は、別表第2の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる数値とする。

2 騒音の測定方法は、風俗案内所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本工業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、5秒以内の一定時間間隔及び50個以上の測定値の5パーセント時間率騒音レベルとする。

（表示等を禁止する写真、雑誌、図画その他の物品等に関する基準）

第15条 条例第14条第4号アの公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為を表すもの
- (2) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する行為を表すもの
- (3) 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす業務に従事している者若しくは従事していた者を表すもの又はこれらの者であると人を誤認させるようなもの
- (4) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務に従事している者若しくは従事していた者を表すもの又はこれらの者であると人を誤認させるようなもの
- (5) 全裸又は半裸の人の姿態（衣服等が透けた状態を含む。）を表すもの
- (6) 通常衣服で隠されている下着又は身体が見える状態にある人の姿態を表すもの
- (7) 人の陰部、胸部又は臀部を強調して表すもの
- (8) 性具その他の性的な行為の用に供する物品を表すもの
- (9) 水着又は接待風俗営業若しくは性風俗特殊営業に用いられる衣装を着用した人の姿態を表すもの

2 条例第14条第4号イの公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する行為を表すもの
- (2) 全裸、半裸又は下着を着用していない状態若しくは衣服等が透けた状態を表すもの
- (3) 下着姿を表すもの
- (4) 陰部、胸部又は臀部を表すもので、卑わいな感じを与えるもの
- (5) 性的な行為又は卑わいな行為を表すもの
- (6) 性具その他の性的な行為の用に供する物品を表すもの
- (7) 性風俗特殊営業を表すもの
- (8) 人の特徴を表すもので、風俗案内所に表示し、又は表示したものを掲出し、若しくは配置することにより卑わいな感じを与えるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな表現であるもの

（少年の利用禁止の表示）

第16条 条例第14条第5号の規定による表示は、同号の規定により表示すべき事項に係る文言を表示した書面その他の物を公衆に見やすいように掲げることにより行うもの

とする。

(指示)

第17条 条例第15条の指示は、指示書(別記様式第5号)を送達して行うものとする。

(風俗案内業の停止等)

第18条 条例第16条第1項の規定による風俗案内業の停止の命令は、事業停止命令書

(別記様式第6号)を送達して行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定による風俗案内業の廃止の命令は、事業廃止命令書(別記様式第7号)を送達して行うものとする。

(証明書の様式)

第19条 条例第18条第3項の証明書は、警察官にあつては警察手帳とし、警察官以外の警察職員にあつては身分証明書(別記様式第8号)とする。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、熊本県警察本部長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第13条関係)

習俗的行事その他の特別な事情	地域
本妙寺頓写会	熊本市
火の囲まつり	熊本市
藤崎八幡宮例太祭	熊本市
玉名太儀まつり	玉名市
和水町古墳祭	和水町
四山神社太祭	荒尾市
山鹿さくら湯開湯まつり	山鹿市
山鹿灯籠まつり	山鹿市
菊池夏まつり	菊池市
菊池神社秋祭り	菊池市
太津地藏祭	太津町
太阿蘇火の山まつり	阿蘇市
風鎮祭	高森町
八朔祭	山都町
うと地藏まつり	宇土市
氷室祭	八代市

八代くま川祭り	八代市
やつしる全国花火競技大会	八代市
八代妙見祭	八代市
恋龍祭	水俣市
日本百名城 人吉お城まつり	人吉市
青井阿蘇神社例大祭おくんち祭	人吉市
恵比須神社秋季大祭	多良木町
天草ほんどホイヤ祭り	天草市
牛深ホイヤ祭り	天草市
天草五橋祭	上天草市

別表第2 (第14条関係)

地 域	数 値		
	昼間	夜間	深夜
1 条例第7条第1項 第1号に掲げる地域	50デシベル	午後10時前の夜間 午後10時以後の夜間 40デシベル	40デシベル
2 1に掲げる地域以 外の地域	60デシベル	午後10時前の夜間 午後10時以後の夜間 50デシベル	50デシベル
備考	1 「昼間」とは、午前6時後午後6時前の時間をいう。		
	2 「夜間」とは、午後6時から翌日の午前0時前の時間をいう。		
	3 「深夜」とは、午前0時から午前6時までの時間をいう。		



別記様式第1号 (その1) (第3条関係)

		※受理 年月日		※受理 番号	
風 俗 案 内 業 開 始 届 出 書					
年 月 日					
熊本県公安委員会 殿					
届出者 住所					
氏名					
印					
(法人にあつては、その所在地及び名称)					
熊本県風俗案内業の規制に関する条例第3条第 項の規定により届出をします。					
		(ふりがな)	-----		
氏 名					
〔法人にあつては、 その名称〕					
住 所		〒			
〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕			電話番号		
生 年 月 日			年 月 日生		
		(ふりがな)	-----		
そ 法 人 に 代 表 者 は、	氏 名				
	住 所		〒		
				電話番号	
生 年 月 日			年 月 日生		
風届		(ふりがな)	-----		
俗出		名 称			
案に					
内係		〒			
所る			電話番号		
		(ふりがな)	-----		
管 理 者	氏 名				
	住 所		〒		
				電話番号	
生 年 月 日			年 月 日生		

別記様式第1号(その2) (第3条関係)

法 人 の 役 員	(ふりがな) 氏名	-----
	住所	〒
	生年月日	年 月 日生
	電話番号	
	(ふりがな) 氏名	-----
	住所	〒
	生年月日	年 月 日生
	電話番号	
	(ふりがな) 氏名	-----
	住所	〒
	生年月日	年 月 日生
	電話番号	
(ふりがな) 氏名	-----	
住所	〒	
生年月日	年 月 日生	
電話番号		
(ふりがな) 氏名	-----	
住所	〒	
生年月日	年 月 日生	
電話番号		

別記様式第1号(その3) (第3条関係)

風俗案内業を開始しようとする年月日	年 月 日
風俗案内を行う営業の別	<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業
風俗案内業を行う時間	(接待風俗営業) 午前 時 分から 午後 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
	(性風俗特殊営業) 午前 時 分から 午後 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
18歳未満の者が利用してはならない旨を表示する方法	

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 法人でない場合は、別記様式第1号(その2)の添付を要しない。
- 4 風俗案内を行う営業の別欄には、該当する□に印を付けること。
- 5 風俗案内を行う営業の別欄の「接待風俗営業」とは法第2条第1項第1号に掲げる営業を、「性風俗特殊営業」とは法第2条第6項第1号に掲げる営業をいう。
- 6 風俗案内業を行う時間欄は、午前又は午後のいずれかを○で囲むこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第2号 (第4条関係)

		※受理 年月日		※受理 番号	
<p>廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、その所在地及び名称)</p> <p>熊本県風俗案内業の規制に関する条例第3条第 項の規定により届出をします。</p>					
(ふりがな)		-----			
氏 名	-----				
[法人にあっては、 その名称]	-----				
住 所	〒				
[法人にあっては、その 主たる事務所の所在地]	電話番号				
(ふりがな)	-----				
法人にあっては、 その代表者の氏名	-----				
風俗 案内 系 所 る	(ふりがな)	-----			
	名 称	-----			
	所 在 地	〒			
		電話番号			
廃止年月日	年 月 日				
廃止の事由					

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3号 (第4条関係)

		※受理 年月日		※受理 番号	
<p>変 更 届 出 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、その所在地及び名称)</p> <p>熊本県風俗案内業の規制に関する条例第3条第2項の規定により届出をします。</p>					
(ふりがな)		-----			
氏 名 〔法人にあつては、 そ の 名 称〕					
住 所 〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕		〒 電話番号			
(ふりがな)		-----			
法人にあつては、 その代表者の氏名					
風変 俗更 案に 内係 所る	(ふりがな)	-----			
	名 称				
	所 在 地	〒 電話番号			
変 更 年 月 日		年 月 日			
変 更 事 項	新		旧		
変 更 の 事 由					

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

風俗営業等確認簿

確認年月日	営業所の名称及び所在地	営業者の氏名 (法人にあつては、その名称)	営業の別	確認した書面の番号		担当者	開始年月日
							終了年月日
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 承認通知書 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号		
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 承認通知書 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号		
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 承認通知書 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号		
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 承認通知書 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号		
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 承認通知書 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号		
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 承認通知書 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号		

備考

- 1 営業の別欄及び確認した書面の番号欄には、該当する□に印を付けること。
- 2 営業の別欄の「接待風俗営業」とは法第2条第1項第1号に掲げる営業を、「性風俗特殊営業」とは法第2条第6項第1号に掲げる営業をいう。
- 3 確認した書面の番号欄の「営業許可証」とは法第5条第2項の許可証を、「承認通知書」とは法第7条第1項、第7条の2第1項又は第7条の3第1項の承認に係る熊本県公安委員会が交付した書面を、「届出確認書」とは法第27条第4項の書面をいう。
- 4 担当者欄には、確認に係る業務を担当した従業者の氏名を記載すること。
- 5 開始年月日及び終了年月日欄には、それぞれ対象営業に係る風俗案内を開始した年月日及びその風俗案内を終了した年月日を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

熊本県公安委員会達（ ）第 号

指 示 書

住所

氏名 殿

（法人にあつては、その所在地及び名称）

熊本県風俗案内業の規制に関する条例第15条の規定により、下記のとおり指示する。

記

- 1 風俗案内所の所在地及び名称
- 2 指示事項
- 3 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教示事項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

熊本県公安委員会達( )第 号

事業停止命令書

住所

氏名 殿

(法人にあつては、その所在地及び名称)

熊本県風俗案内業の規制に関する条例第16条第1項の規定により、下記のとおり風俗案内業の停止を命ずる。

記

- 1 風俗案内所の所在地及び名称
- 2 停止の範囲
- 3 停止の期間
- 4 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教示事項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。



熊本県公安委員会達（ ）第 号

事業廃止命令書

住所

氏名 殿

（法人にあつては、その所在地及び名称）

熊本県風俗案内業の規制に関する条例第16条第2項の規定により、下記のとおり風俗案内業の廃止を命ずる。

記

- 1 風俗案内所の所在地及び名称
- 2 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教示事項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第8号(第19条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
官 職
氏 名
写 真
上記の者は、熊本県風俗案内業の規制に関する条例第18条第2項の規定により立入りをを行う警察職員であることを証明する。
年 月 日
熊本県公安委員会 印

54.0

85.6

(裏)

熊本県風俗案内業の規制に関する条例 (抜粋)

(調査)

第18条 略

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内所に立ち入り、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。この場合において、風俗案内業者又はその代理人等は、当該立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。